

議案第61号

飯能市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯能市個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「事務は、」の次に「別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び」を加え、同条第2項中「前項の」を「法別表第2の第2欄に掲げる」に、「法別表第2」を「同表」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法第19条第8号の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第3条に次の1項を加える。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第3条関係）

執行機関	事務
1 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）を準用した外国人に対する生活保護の措置に関する事務（以下「生活保護準用事務」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	飯能市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第26号）によるひとり親家庭等の医療費の支給に関

	する事務（以下「ひとり親家庭等医療費支給事務」という。） であって規則で定めるもの
3 市長	飯能市重度心身障害者手当支給条例（昭和54年条例第26号）による重度心身障害者手当の支給に関する事務（以下「重度心身障害者手当支給事務」という。）であって規則で定めるもの
4 市長	飯能市子ども医療費の支給に関する条例（昭和59年条例第23号）による子ども医療費の支給に関する事務（以下「子ども医療費支給事務」という。）であって規則で定めるもの
5 市長	飯能市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和50年条例第34号）による重度心身障害者に対する医療費の支給に関する事務（以下「重度心身障害者医療費支給事務」という。）であって規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活保護準用事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給に関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法

		<p>律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による中国残留邦人等支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>	
2	市長	ひとり親家庭等医療費支給事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
3	市長	重度心身障害者手当支給事務であって規則で定	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	めるもの	
4 市長	子ども医療費支給事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	重度心身障害者医療費支給事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成29年9月1日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市個人番号の利用に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、<u>別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</u></p> <p><u>2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法第19条第8号の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>3 市の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法第19条第7</u></p>	<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、市の執行機関が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</p> <p><u>2 市の執行機関は、前項の事務を処理するために必要な限度で法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法第19条第7号の規定により、</u></p>

号の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1（第3条関係）

執行機関	事務
1 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）を準用した外国人に対する生活保護の措置に関する事務（以下「生活保護準用事務」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	飯能市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第26号）によるひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務（以下「ひとり親家庭等医療費支給事務」という。）であって規則で定めるもの
3 市長	飯能市重度心身障害者

	<u>手当支給条例（昭和54年条例第26号）による重度心身障害者手当の支給に関する事務（以下「重度心身障害者手当支給事務」という。）であって規則で定めるもの</u>
4 市長	<u>飯能市子ども医療費の支給に関する条例（昭和59年条例第23号）による子ども医療費の支給に関する事務（以下「子ども医療費支給事務」という。）であって規則で定めるもの</u>
5 市長	<u>飯能市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和50年条例第34号）による重度心身障害者に対する医療費の支給に関する事務（以下「重度心身障害者医療費支給事務」という。）であって規則で定めるもの</u>

別表第2（第3条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	<u>生活保護準用事務であって規則で定めるもの</u>	<u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和</u>

57年法律第80号)による医療に関する給付の支給に関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金、特別児

童扶養手当等
の支給に関する法律（昭和
39年法律第
134号）に
よる障害児福
祉手当若しく
は特別障害者
手当若しくは
国民年金法等
の一部を改正
する法律（昭
和60年法律
第34号）附
則第97条第
1項の福祉手
当の支給に関
する情報、地
方税法（昭和
25年法律第
226号）そ
の他の地方税
に関する法律
に基づく条例
の規定により
算定した税額
若しくはその
算定の基礎と
なる事項に関
する情報（以
下「地方税関
係情報」とい
う。）、母子
保健法（昭和
40年法律第
141号）に
よる養育医療

の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による中国残留邦人等支援給付若し

		くは配偶者支 援金の支給に 関する情報で あって規則で 定めるもの
2 市長	ひとり 親家庭 等医療 費支給 事務で あって 規則で 定める もの	地方税関係情 報又は児童扶 養手当関係情 報であって規 則で定めるも の
3 市長	重度心 身障害 者手当 支給事 務であ って規 則で定 めるも の	地方税関係情 報であって規 則で定めるも の
4 市長	子ども 医療費 支給事 務であ って規 則で定 めるも の	地方税関係情 報であって規 則で定めるも の
5 市長	重度心 身障害 者医療 費支給 事務で あって	地方税関係情 報であって規 則で定めるも の

	<u>規則で</u> <u>定める</u> <u>もの</u>	
--	---------------------------------------	--